

## 兵庫医科大学リハビリテーション学部保護者会 会則

### (趣旨)

第1条 兵庫医科大学（以下「本学」という。）リハビリテーション学部学生の保護者は、リハビリテーション学部保護者会（以下「本会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本会は、本学リハビリテーション学部学生の保護者間及び保護者と教員の交流を図り、情報や意見の交換の場とするとともに、意見具申や提案を通じて本学のリハビリテーション学部教育を支援することを目的とするものとする。

### (活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 1, 保護者間及び保護者と教員の間、定期的な情報及び意見の交換
- 2, 学業及び学生生活に関する事項の、教員への相談及び提案
- 3, その他、本会が必要と認める活動

### (会費)

第4条 本会の会員は、第3条に定める活動に資するため、入会時（原則として入学時の1年次前期学費納入時に代理徴収）に会費として10,000円を本会に納入するものとする。

②第3条に定める活動に資するため、特別会計として別途会費を、本会の議を経て、徴収することができるものとする。

### (会計年度)

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (組織)

第6条 本会は、本学リハビリテーション学部学生の保護者をもって構成するものとする。

②本会に次の役員を置くものとする。

- 1, 会 長 1名
- 2, 副会長 4名以内
- 3, 幹 事 若干名（庶務担当、財務担当、ほか）
- 4, 監 事 2名

### (役員)

第7条 会長等役員は、本会の議を経て決定するものとする。

②会長等役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

③会長は、本会を管理し運営にあたる。

④副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故等がある時は、その職務を代行する。

⑤幹事は、リハビリテーション学部教授会の協力の下、本会の運営に必要な実務や管理などを行う。

⑥監事は、リハビリテーション学部教授会の協力の下、本会の運営に必要な会計管理などの監査を行う。

(改廃)

第8条 この会則の改廃は、本会の議を経て行うものとする。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年5月 12日一部改定)

(平成27年10月 1日一部改定)

(令和 7年 6月1日一部改定)

改定記録

附 則

平成24年度第1・2・3・4年次生の保護者は、第4条第1項に定める維持会費の10,000円を、平成24年度後期学費納入時に納入するものとする。(廃止)

第6条 一部変更

第3条 一部変更

附 則

この会則は、平成29年11月 1日より施行する。

この会則は、令和 7年 6月 1日より施行する。

附 則

この改正は、2022年6月1日より施行する。

この改正は、2025年6月1日より施行する。